



第24回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2025年6月23日（月曜日）午後1時
(受付開始：午後0時30分)

開催場所 | ホテルビナリオ梅田 太陽の間
大阪府大阪市北区豊崎3-9-1

決議事項 | 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

e B A S E 株式会社

証券コード3835

(証券コード 3835)
2025年6月5日

株 主 各 位

大阪市北区豊崎五丁目4番9号
e B A S E 株式会社
代表取締役社長 岩 田 貴 夫

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ebase.co.jp/investor/investor01/stockholder.html>
また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「eBASE」又は「コード」に当社証券コード「3835」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご高覧くださいまして、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権行使いただくこともご検討をお願いいたします。

事前に議決権行使をいただける場合は、2025年6月20日（金曜日）午後6時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月23日（月曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）
2. 場 所 大阪府大阪市北区豊崎3-9-1
ホテルビナリオ梅田 太陽の間
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
会場を変更しておりますので、お間違えのないようご来場ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第24期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットと書面の双方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。パソコン又はスマートフォン等で重複して議決権行使された場合も、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

以上

-
- (注) 1.今後運営方法等に変更がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイト（<https://www.ebase.co.jp/>）をご確認くださいますようお願い申しあげます。
2.電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
3.株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。（<https://www.ebase.co.jp/>）

〈書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きについて〉

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月20日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

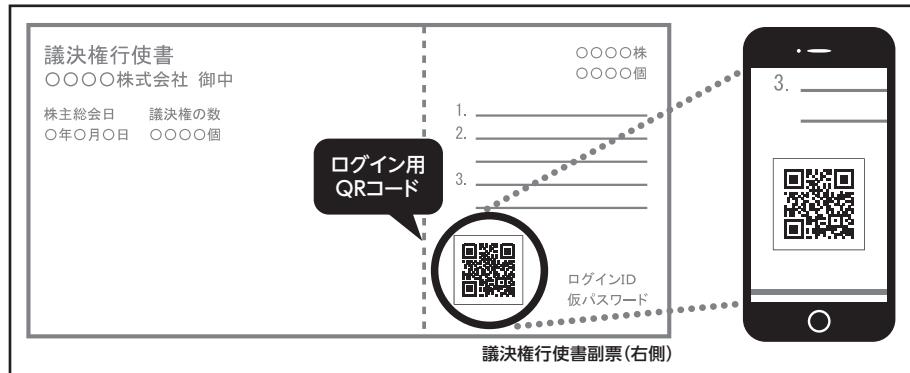
- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年6月20日（金曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) スマートフォンによる方法

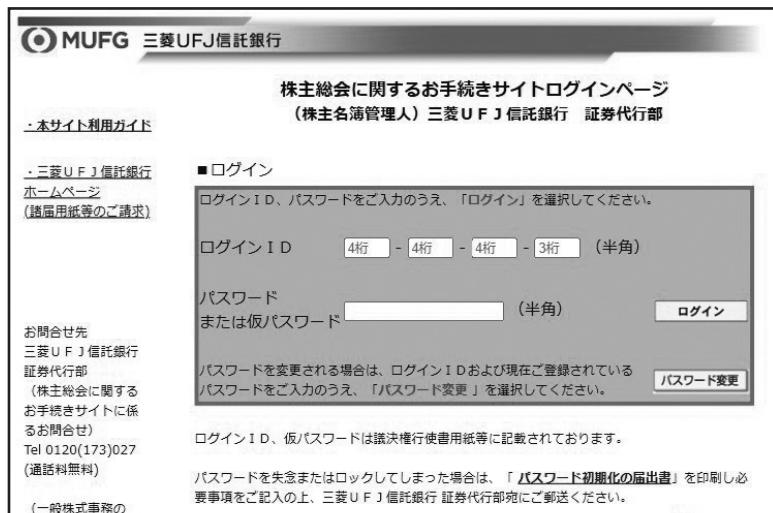
- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、下記2. (2) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



(2) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。



3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会から審議の結果相当である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	常包 浩司 <small>つねかね こうじ</small> (1957年3月20日生) (再任：男性)	2001年10月	当社創業 代表取締役社長	16,467,980株
		2010年11月 2020年4月 2020年6月	eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長 eBASE-PLUS株式会社取締役（現任） 当社代表取締役会長（現任）	
選任の理由		当社グループの創業者であり、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績を踏まえ、0th eBASEから 2nd eBASEの中長期計画のビジネス戦略と相乗効果の企画推進を行い、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
2	岩田 貴夫 (1967年6月23日生) (再任：男性)	2003年11月 2004年6月 2007年4月 2013年4月 2020年6月	当社入社 当社取締役 当社取締役執行役員 当社取締役執行役員 市場開発B.U.管掌 当社代表取締役社長（現任）	1,050,381株
		選任の理由	リーダーとして当社を牽引し、0thから2nd eBASEの各ビジネスモデルを双方向に有機的に関与させ、中長期戦略実行の中心として、様々な新サービスや新事業モデルへの展開のため、指揮と監督を行い、業務の拡大と、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
3	窪田 勝康 (1962年10月28日生) (再任：男性)	2005年6月 2005年9月 2007年4月 2010年11月 2020年4月	当社入社 当社取締役 当社取締役執行役員CFO（現任） eBASE-PLUS株式会社取締役 eBASE-PLUS株式会社 代表取締役社長（現任）	775,300株
		選任の理由	当社CFO及び管理部担当として経理部門、人事、総務、法務部門を担当し、当社の適法・適切な運営に寄与してきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	西山 貴司 (1966年7月3日生) (再任:男性)	2001年10月	当社取締役	1,284,100株
		2007年4月	当社取締役執行役員	
5	上野 雅彦 (1969年1月28日生) (再任:男性)	2013年4月	当社取締役執行役員	52,290株
		2018年6月	大阪ソリューションB.U.管掌 (現任) eBASE-PLUS株式会社監査役 (現任)	
		選任の理由	大阪を中心とする西日本地区の営業拡販を行うとともに、住宅業界、家電業界での「商材ebisu」の普及を推進し、住宅業界では「e住なび」による施主向けの取扱説明書のデファクト化を推進して、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
		選任の理由	東京を中心とする東日本地区の営業拡販を行うとともに、大手顧客への拡販とデファクト化を推進し、今後の関東圏での更なる業容の拡大を推進して、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

(注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.常包浩司、岩田貴夫、窪田勝康、西山貴司、上野雅彦の各氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど一定の免責条項が定められております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現在の監査等委員である永田博彦氏及び高森浩一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	ながた ひろひこ 永田 博彦 (1956年10月28日生) (再任：男性)	<p>1979年4月 ナショナル住宅建材株式会社入社 (1982年8月 (ナショナル住宅産業株式会社へ社名変更) (2002年10月 (パナホーム株式会社へ社名変更) 2003年10月 同社リフォーム事業部長 2006年6月 同社執行役員リフォーム事業担当 2017年4月 同社特別顧問涉外担当 (2018年4月 (パナソニック ホームズ株式会社へ社名変更) 2018年4月 同社顧問 2018年6月 当社取締役監査等委員（現任）</p> <p>選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>大手企業の執行役員として経営に関与し 培われた知識・経験を有していることか ら、取締役の職務の執行及び業務の適正 性を監査するために適切な人材と判断 し、引き続き監査等委員である取締役と しての選任をお願いするものであります。</p>	21,640株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	たかもり こういち 高森 浩一 (1947年2月20日生) (再任:男性)	<p>1970年4月 シャープ株式会社入社 1992年4月 同社情報通信営業本部第二営業部長 2001年1月 同社国内情報通信営業本部本部長 2005年6月 同社取締役 国内情報通信営業本部本部長 2007年4月 同社常務取締役 国内情報通信営業本部本部長 2008年4月 同社常務執行役員 国内情報通信営業本部本部長 2009年4月 同社顧問 2011年6月 当社監査役 2012年12月 株式会社高森戦略研究所 代表取締役 (現任) 2015年6月 当社取締役監査等委員 (現任)</p> <p>選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>大手企業の取締役として培われた豊富な知識・経験等を有しておられることから、取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査するために適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	160,400株

- (注) 1.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.永田博彦及び高森浩一の両氏は社外取締役候補者であります。
3.高森浩一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。また、永田博彦氏の当社の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4.永田博彦及び高森浩一の両氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に対し届け出ております。本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。
5.当社は、永田博彦、高森浩一の両氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、法令の規定する額であります。当社は、本定時株主総会において、両氏が再任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6.永田博彦、高森浩一の両氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、当社は、両氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど一定の免責条項が定められております。両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】取締役会の構成

第1号議案、第2号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

氏名 (性別)	役職	スキル				
		企業経営	財務・会計	新事業開発	監査・法務	サステナビリティ
常包浩司 (男性)	代表取締役会長	●	●	●		●
岩田貴夫 (男性)	代表取締役社長	●		●		●
窪田勝康 (男性)	取締役執行役員 CFO	●	●		●	●
西山貴司 (男性)	取締役執行役員	●			●	
上野雅彦 (男性)	取締役執行役員	●				
永田博彦 (男性)	取締役 監査等委員	●			●	
高森浩一 (男性)	取締役 監査等委員	●			●	
辻和孝 (男性)	取締役 監査等委員		●		●	
野口京子 (女性)	取締役 監査等委員				●	●

以上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の増加や経済活動の正常化が進み、景気回復の兆しが見える一方で、米国の政策の動向や、原材料やエネルギー価格の高騰や円安基調の継続による物価上昇影響から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、パッケージソフトビジネスのeBASE事業と、IT開発アウトソーシングビジネスのeBASE-PLUS事業で構成し、活動いたしました。

eBASE事業は、創業から現在に至るまで3種類のビジネスモデルのフェーズ（0th eBASE、1st eBASE、2nd eBASE）により展開をしてまいりました。

「0th eBASE(BtoBモデル:企業別統合商品DB)」は、創業期からのワンソースマルチユースを実現するCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を基盤とするパッケージソフトウェア「eBASE」を用いて、様々な業界や業態向けの統合商品データベースシステムとしての提供、これらの統合商品データベースシステムと連動する従来の販促メディア（紙カタログ、紙チラシ、Webカタログ等）の企画制作プロセスを最適化（コストダウン）すると同時に、ワンストップで次世代のOMO（Online Merges with Offline）展開を加速化する企画制作支援システム「DBP eBASE(eB-DBPカタログ/ちらし/Web)」としてのデータベースパブリッシングシステム（DBP: DataBase Publishing）の開発提供、及び統合商品データベースシステムと連動した商品DB型のWebサイト等の個別システムインテグレーションを開発展開しています。

「1st eBASE(BtoBモデル:業界別統合商品DB)」は、「0th eBASE」を通じて商品情報交換プラットフォームとしての「eBASE」の普及促進を目指して食品業界、日雑業界（他業界）、住宅業界の各業界セグメントに対して、個別の業界や業態向けのニーズにマッチした「FOODS/GOODS eBASE」等の商品詳細情報管理システムの開発推進を行っています。また商品情報のデジタルコンテンツプロバイダーとしての商品データプール「商材ebisu/マスタデータebisu」のデファクト化を同時に推進することで、小売向けに「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した統合的な商品マスタ管理システム「MDM（Master Data Management）eBASE」の開発提供や、小売PB（Private Brand）部門やメーカー向けに製品企画開発管理システム「PDM（Product Data Management）eBASE」を開発提供しています。

「2nd eBASE(BtoBtoCモデル:消費者向けライフスタイルアプリ)」は、まず「0th eBASE」により構築された統合商品データベースと連動した「DBP eBASE」、加えて「1st eBASE」を通して構築された「商材ebisu/マスタデータebisu」をコアコンピタン

スとしています。その結果、従来の販促メディア（紙カタログ、紙チラシ等）の企画制作におけるコストダウン施策を実現すると同時に、ワンストップで小売向けの次世代OMO（Online Merges with Offline）環境を構築することが可能となりました。そして、消費者向けスマートアプリ「e食住シリーズ」の開発・提供を通じて、小売やメーカーのDX（Digital Transformation）によるCX（Customer Experience）向上を実現する新たなビジネス展開を推進しています。

これら「0th～2nd eBASE」の各ビジネスモデルは双方向に有機的に関与することにより、お互いを補完・増強するだけではなく、様々な新サービスや新事業モデルへの展開を可能としています。

eBASE-PLUS事業は、顧客企業ニーズに応えたシステム構築・開発・サポート等のIT開発アウトソーシングビジネスを推進しています。特に自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」の構築と運用を継続的に強化向上する事で未経験者の育成、及び高度技術者の人材を育成し、eBASEグループ全体におけるIT人材の採用と教育を強化推進しています。

当連結会計年度における当社グループの業績の結果は、売上高5,469,897千円（前年同期比277,774千円増）、営業利益1,731,664千円（前年同期比80,402千円増）、経常利益1,797,849千円（前年同期比135,123千円増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,250,789千円（前年同期比106,096千円増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

（イ）eBASE事業

・BtoBモデル（0th/1st eBASE）の概況は、食品業界、日雑業界（他業界）、住宅業界の各パラグラフで説明します。

【食品業界向けビジネス】

食品安全情報交換の全体最適化を図りながら、食品安全・安心システム「FOODS eBASE」においては商品データプールサービス「商材ebisu(食材ebisu)」の普及推進も含めてeBASE商品情報交換の標準化を継続的に進展しました。また、「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動する小売向け商品マスタ管理システム「MDM eBASE」、小売PBやメーカー向け製品企画開発支援システム「PDM eBASE」等の販売促進にも継続して注力しました。

売上面では、既存顧客のアップセル案件として、大手総合小売のPB子会社から「FOODS eBASE」を基盤にした食品原材料、アレルゲン管理の機能強化とサーバ増強の大型案件を受注し売上計上しました。更にこの大手総合小売の情報システム子会社からもクラウドサーバ移行の大型アップセル案件を売上計上しました。大手コンビニエンスストアでは、中食（惣菜、弁当等）の包装デザインチェック機能の大型案件を売上計上し、ま

た前述とは別の大手コンビニエンスストアでは生産加工商品管理のシステムリプレース継続案件を売上計上しました。大手生協からは「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した「MDM eBASE」を活用した大型の他システム連携案件を売上計上しました。また東北地域の食品スーパーからは「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した「MDM eBASE」を用いた特売商品マスタ登録、及び「DBP eBASE(eB-DBPちらし)」によるチラシ作成効率化(コストダウン)とOMO展開を同時にワンストップで実現する大型案件を売上計上しました。外食産業では、大手総合外食チェーンから「FOODS eBASE」と連動する原価シミュレーションシステムの大型案件を売上計上しました。

新規顧客案件では、関東地域の食品スーパーで「FOODS eBASE」と連動する品質表示作成システムの大型案件や、米穀加工食品メーカーからは「FOODS eBASE」と連動する原価シミュレーションシステムの大型案件を売上計上しました。

受注面としては、既存顧客のアップセル案件として総合スーパーから「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した「MDM eBASE」による商品マスタエントリーシステムの大型案件を受注、及び大手食品小売から「FOODS eBASE」によるインストア商品の品質表示ラベル作成業務のアップセル案件を受注しました。

取組面としては、従来の小売企業における販促メディアである紙チラシ発行の企画制作プロセスを最適化すると同時にワンストップで次世代のOMO展開を加速化するチラシ企画制作支援システム「DBP eBASE(eB-DBPちらし)」を開発、リリースしました。

食品業界向けビジネスの売上高は、前年同期比で増加となりました。

[日雑業界(他業界)向けビジネス]

「商材ebisu(日雑・医薬・文具・家電・工具、食品等)」を中心に、製品仕様書情報管理データベース「GOODS eBASE」、及び「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動する小売向け商品マスタ管理システム「MDM eBASE」、小売PBやメーカー向け製品企画開発支援システム「PDM eBASE」、商品DB型Webカタログサイト構築等の販売促進に継続して注力しました。

売上面では、既存顧客のアップセル案件として、オフィス家具メーカーから簡易見積作成サイト構築案件、及びその簡易見積作成サイトと連携する提案書・見積書作成システムの大型案件や、スポーツ用品メーカーからは統合商品DB構築大型案件を売上計上しました。また切削工具卸から商品DB型Web検索サイトの大型再構築案件を売上計上し、大手ホームセンターでは「商材ebisu/マスタデータebisu」と連携する「MDM eBASE」案件を売上計上しました。

新規顧客案件では、大手家電量販店からは「商材ebisu/マスタデータebisu」と連携する「MDM eBASE」の大型案件や、大手総合筆記具メーカーから商品DB型Webカタログ構築の大型案件、カタログギフト事業者でもカタログ制作支援システムへ商品情報を連携する統合商品DBシステムを売上計上しました。また家庭用品、生活雑貨等のメーカーからは「PDM eBASE」を活用した統合製品情報管理システムを受注し売上計上し、更に

新規顧客の生花・園芸資材メーカーの「eB-DAM」を活用した統合商品DB構築の大型案件を売上計上しました。繊維専門商社からは海運貨物取扱業者向け輸出入関連のドキュメント管理システム案件を売上計上しました。

受注面では、既存顧客のアップセル案件として、大手家電量販店から「商材ebisu/マスタデータebisu」と連携する「MDM eBASE」案件の機能拡張によるアップセル案件を受注しました。また新規顧客案件では、塗装用具卸から基幹システムと連携する統合商品情報DB構築案件を受注し、スポーツ用品総合卸からは基幹システムと連携する統合商品DB案件を受注しました。

取組面では、前述の新規大手家電量販店の本番稼働に合わせて、大手家電メーカーに対して、「商材ebisu(家電ebisu)」へのデータ登録支援ツールの導入に向けて共同で検討を開始しました。また開発の取組としては、Webカタログ構築プロセスの最適化で圧倒的なコストダウンを実現すると同時にワンストップで次世代のOMO展開を加速化するWebカタログ構築支援システム「DBP eBASE(eB-DBPweb)」を開発し、リリースしました。

日雑業界向けビジネスの売上高は、概ね計画内で推移し、前年同期比で微増となりました。

[住宅業界向けビジネス]

住宅業界は、既存の複数の大手ハウスメーカーで活用されてきた「商材ebisu(住宅ebisu)」が、新規の大手ハウスメーカーでも利用が開始され普及が促進されました。

売上面では、既存顧客のアップセル案件として、大手空調設備メーカーの技術情報検索サイトの構築案件や、大手設備メーカーの商品DB型Webカタログサイトのリプレイス案件、また床材・壁材製品を中心とした大手建材メーカーの統合商品DB構築案件を売上計上しました。大手総合建材メーカーでは、統合商品DBのサーバリプレイス案件、及び商品DB型Webカタログを活用したセット商品対応の中型のアップセル案件を売上計上しました。

受注面では、新規顧客案件として中堅マンションビルダーから、施主向けの取扱説明書開示に向けたクラウドサービス「HOUSING eBASE Cloud」を受注しました。

住宅業界向けビジネスの売上高は、「e住なび」を含む「2nd eBASE」の普及展開の遅れもあり後半期に減速し、前年同期比で減少となりました。

- ・BtoBtoCモデル(2nd eBASE)の概況は、業界横断型(食品、日雑、医薬、文具、家電、工具、住宅等)の「商材ebisu/マスタデータebisu」の商品情報のデジタルコンテンツを利活用して「ユーザー(消費者)が求める商品情報をいつでもどこでもニーズにあわせて閲覧できるように」というコンセプトを元に開発した、あらゆる商品カテゴリを統合した消費者向けライフスタイルアプリ「e食住なび」をメインアプリとした「e食住シリーズ」の普及推進・営業展開を継続しています。

今年度の普及推進状況の総括としましては、全体として営業販促における顧客評価は高く大きな潜在ニーズを確信できましたが、市場に実運用事例が無い中では、先陣を切ってDX、CXにチャレンジする小売が躊躇気味である状況から、結果、リスクヘッジを意識した小規模なPoC(Proof of Concept)の手探り導入に留まり、検討から導入までの進捗が著しく遅い傾向がありました。

これらの普及進捗の遅れに対する対策としましては、まず複数の小売企業による小規模な手探り導入のPoC推進により実運用事例を引き続き増やすと同時にこれら事例を小売間で情報共有する場(DX by DB勉強会等)も積極的に提供することでCX、DX効果を証明することを継続していきます。又、小売が抱える顕在的な課題である、従来販促メディアの紙チラシの企画制作の改善型コストダウンを即効的に実現する企画制作支援システム「eB-DBPちらし」の導入推進を強化することにより、従来の紙チラシと「e食住ちらし」の同時発行による高いコストパフォーマンスのOMO化を実現します。これらの事例を通じて改革型CX売上アップの実証を目指します。

市場展開事例としては、業界別にご説明します。

【共通の取組】

2024年11月8日にeBASE採用小売20社が参加する「DX by DB 勉強会」を開催することで、デジタルマーケティングに関する先進的な取組みについて「2nd eBASE」の普及活動を促進しました。また当社のパートナーである大手計量・包装機メーカーがスーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会にて「e食住カタログ for 電子棚札」を多言語で表示する展示を実施しました。

開発面の取組としては、「e食住なび」では、CX向上の施策の開発的要素として、より消費者が使いやすくなるよう検索のユーザーインターフェースをアップデートすると共に、食品メーカーの加工食品販促のための「メーカー料理レシピ」の提供を開始しました。「e住なび」では、日用品メーカーの商品販促と、消費者が家庭の掃除場所毎に効果的な掃除方法を確認できる「お掃除レシピ」をリリースしました。

【食品業界】

株式会社マキヤがディスカウントストア事業でLINEミニアプリと連携した「e食住なび for DX」を本番運用中です。また、「e食住ちらし」は、これまでの1店舗でのPoCから、多店舗展開したPoCの2次ステップを開始し、「e食住ビジュアルレシート」のPoCについても準備中です。総合小売の一部の店舗では「e食住カタログ for 店舗」についてPoCを継続しています。また、近畿、東海拠点の食品小売でも「e食住カタログ for 店舗」のPoCを継続しています。更に、他の店舗でも「e食住カタログ for EC」の検討を開始しました。東北地域の食品スーパーでも「e食住ちらし」のPoC検討が進捗中です。また、関東拠点の食品小売でも「e食住カタログ」を検討中です。

【日雑業界】

大手家電量販店のグループ会社で「e食住カタログ多言語版」を展開中です。また別の大手家電量販店では、インバウンド客に向けた「e食住カタログ多言語版」を基幹2店舗でPoCを実施しています。更に大手ホームセンターでは、海外現地法人で日本人スタッフの商品情報サポートのため「e食住なび」の利用が内定しました。前述とは別の大手家電量販店では、好調なインバウンド需要獲得に向けた新規出店計画があり、「e食住カタログ多言語版」の活用展開を検討しています。

【住宅業界】

大手ハウスメーカーにて、新築戸建・集合住宅の全戸に対して「e住なび」の提供を継続して実施しています。また住宅業界の受注面で記述した中堅マンションビルダーも「e住なび」の提供を前提に施主向けの取扱説明書開示に向けたクラウドサービス「HOUSING eBASE Cloud」を2025年4月より本番稼働を開始しました。

eBASE事業の特許戦略としましては、以下の2件を取得しました。

- ①店舗単位で、販売したい特定商品を、特定顧客に割引販売する販促システム
(第7575749号)
- ②食品品質情報(アレルゲン)の誤り推定システム(第7487910号)

これらの結果、eBASE事業の売上高は、「2nd eBASE」の普及進捗の遅れがあり、2,861,683千円（前年同期比222,644千円増）、経常利益は人材確保への投資のため人件費コストの増加により1,405,923千円（前年同期比103,494千円増）となりました。

(口) eBASE-PLUS事業

既存IT開発アウトソーシングビジネスにおいて、顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得に注力しました。稼働工数増加のため専門知識・経験を持ち即戦力となる中途採用を推進し、人材の確保・育成・教育に努めました。さらに、継続して自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」（Javaプログラミング/ITインフラ教育等）の強化を行い、採用、新入社員教育、及び既存社員の教育に注力し、スキルアップによりハイスキルな高単価案件へのシフトを図り、また物価高、人件費高騰のトレンドに合わせて顧客との単価交渉を継続実施しました。

これらの結果、eBASE-PLUS事業の売上高は、2,626,204千円（前年同期比70,599千円増）、経常利益は投資活動による一過性の営業外収益により391,926千円（前年同期比31,733千円増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、eBASE事業の102,555千円であります。その主な内容は、eBASE事業の自社利用のソフトウェア95,112千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの属する情報サービス分野におきましては、企業のIT投資は、先送りや検収の遅延などの懸念があり、引き続き先行きの不透明感は払拭できない状況となっています。当社は、このような経営環境のもと、当社グループのビジネスモデルを計画どおり遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていく為に、多くの課題を解決していく必要があります。

① 人材の採用と育成

当社グループのeBASE事業においては、当社オリジナルビジネスモデルである下記シナリオを推進する為の人材採用と育成が重要であると認識しております。

まず、「0th eBASE(BtoBモデル:企業別統合商品DB)」の推進で、業界別に「1st eBASE(BtoBモデル:業界別統合商品DB)」への基盤を醸成します。

業界別に「1st eBASE」の推進で、業界横断型の商品データプールサービス「商材ebisu/マスタデータebisu」のデファクト化の実現を図ります。この商品データプール「商材ebisu/マスタデータebisu」をベースとし、以下のような特徴を持つ「2nd eBASE(BtoBtoCモデル:消費者向けライフスタイルアプリ)」を推進します。

- ・BtoBtoCモデルの消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」でCX推進
- ・消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」で小売のOMOやDXを実現
- ・製品・サービスで利用している特許取得によるブルーオーシャン化

これらのビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、AIやデータサイエンス等の最先端テクノロジーとの連携も含めた高い技術開発力に裏付けられたビジネス施策を同時並行で立案、推進し、かつセールスエンジニアとしての能力を有する人材や開発人材の育成が不可欠であり、これらを推進しながら、更に成長できる人材の採用と育成を推進します。

eBASE-PLUS事業では、事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させる優秀な人材の確保と技術力の向上と高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。特に効果的な採用活動を継続して行うとともに、社内外のIT人材の育成に向けた自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」(Javaプログラミング/ITインフラ教育等)の構築と運用を継続的に強化向上する事で、未経験者の育成、及び高度技術者の人材育成を推進します。また、eBASEグループにおけるIT人材の採用と教育を推進することでeBASE社へのローテーションによる総合力強化を図ります。

② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大とともに生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、

機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。当社グループ自身が「ミドルウェアeBASE」を活用した総務/経理/管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務等の内部管理システムを構築・推進し、体制強化とともに合理化に取り組んでいくことでヒューマンエラーを防ぎつつ、内部統制の更なる効率化を図っていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

③ 「ミドルウェア eBASE」の開発・強化による市場競争力の維持

「0th eBASE/1st eBASE/2nd eBASE」の全てのビジネスモデルの開発基盤となるCMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した自社パッケージソフト製品、及びクラウドサービス、コンテンツサービス、及び受託開発案件の受注促進の推進とその継続的機能強化を推進し、エンタープライズ領域における基幹系BtoBシステム市場の展開と創造が課題と認識し、取り組んでまいります。また、ワンソースマルチユース推進による大型案件への展開を推進します。更に、グローバル化によるインバウンド対応を見据えた多言語化対応や「2nd eBASE」市場への展開を睨んだスマホ向け機能強化や、「eBASEソリューション」のノンプログラミング開発環境、及び品質向上を実現する為のテストの自動化、ドキュメントの自動生成等の機能強化を継続推進します。

④ 「0th/1st eBASE (BtoBモデル)」の推進

「0th eBASE」においては、下記を重要であると認識し、取り組んでまいります。

統合商品データベースシステムとしてあらゆる業界や業態、及び個別企業向けの商品情報管理システムとしての機能強化と普及促進を図ります。

データベースパブリッシングシステムとしては、eBASEで構築された統合商品データベースを生かした様々な既存・新規の販促媒体（チラシ、カタログ、デジタルメディア等）の企画・制作・配信支援システム「DBP eBASE」の開発を推進します。また、統合商品DBと連携した商品DB型のWebカタログサイトの開発提供を推進します。

「1st eBASE」においては、下記を重要であると認識し、取り組んでまいります。

食品業界、日雑業界（他業界）、住宅業界と大別し、個別の業界や業態向けのニーズにマッチした「FOODS/GOODS eBASE」等の商品詳細情報管理システムの開発を推進します。

「FOODS/GOODS eBASE」をサプライチェーンに広く普及することによる商品情報交換プラットフォーム化のビジネスモデルを推進するとともに、特に食品業界については、食の安全情報の管理や交換の最適化、標準化と機能強化を図り、食品業界の全体最適化を推進します。

商品情報のデジタルコンテンツビジネスである商品データプールサービス「各ebisuシリーズ（商材ebisu）」をあらゆる業界や業態（食品、日雑、医薬、家電、文具、工具、住

宅等)に展開推進するとともに、利活用推進で、商品情報の広さ・深さ・品質を継続して向上します。

小売企業向けには、統合的な商品マスタ管理システム「MDM eBASE」を商品データプールサービス「各ebisuシリーズ(商材ebisu/マスタデータebisu)」とシームレスに連携するトータルMDMシステムとして機能拡張と採用企業を促進します。

小売PB部門やメーカー向けにパッケージ化した製品企画開発管理システム「PDM eBASE」を多様なテーマ単位で継続的な機能拡張、及び展開を推進します。

⑤ 「2nd eBASE (BtoBtoCモデル)」の推進

「0th eBASE」の「DBP eBASE」、及び「1st eBASE」の「商材ebisu/マスタデータebisu」を利活用することで、従来の販促メディア(紙カタログ、紙チラシ等)の企画制作におけるコストダウン施策を実現すると同時に、ワンストップで小売向けの次世代OMO環境を構築することが可能となります。そして、消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」の開発・提供を通じて、小売やメーカーのDXによるCX向上を実現する新たなビジネス展開を推進することが重要であると認識しています。

従来の顧客企業向けBtoBモデルから、顧客企業(B)を介して消費者(C)への情報提供を実現するBtoBtoCモデルとして「商材ebisu/マスタデータebisu」のビッグデータを活用した消費者向けスマホアプリ等を開発し、普及活動に取り組んでまいります。

多様な小売業態向けに更なる店舗DX推進、CX向上、売上アップとしてあらゆる商品カテゴリを集約・統合した消費者向けライフスタイルアプリ「e食住なび」の機能強化、他言語化や特定企業専用バージョンによる新サービスの普及促進を図ります。

住宅設備、家電設備等の住まいに関する製品情報と取扱説明書やパンフレット等の管理を実現するスマホアプリ「e住なび」の普及活動を継続しつつ「e住なび」の更なる利用促進に向け、お掃除レシピの追加やプッシュ通知(住宅・設備点検、リコール通知)等の機能拡充を進めます。

更なるリテールDXの推進と消費者のCX向上、売上アップに向け、「e食住シリーズアプリ(e食住なび、e食住カタログ、e食住ちらし、e食住ビジュアルレシート等)」の継続的な機能強化、商品情報の質と量の拡充に加え、その販促コンテンツの充実、及び他アプリ・システム連携機能を推進します。

また、当社サービスの利用ユーザー数が限定されるBtoBモデルとは異なり、多数の消費者(C)からの利用が想定される「e食住シリーズ」はサービスレベル(QCD)の維持向上に伴い継続的なITインフラへの拡張投資していく必要があります。

⑥ クラウドビジネスの推進

「0th/1st/2nd eBASE」の共通的な内容においては、それぞれのサービス提供形態が

オンプレミス、及びクラウドサービス化の双方に対応する必要から、ITインフラ基盤を伴うクラウドビジネス化への投資、及び推進に注力します。

「1st eBASE」においては、下記を重要であると認識し、取り組んでまいります。

食品業界向けパッケージソフト「FOODS eBASE」の既存サポート事業や、クラウドサービス「FOODS eBASE Cloud」の小売への継続的推進を図ります。

従来の中小メーカー企業向けの無料「eBASEjr.」ユーザーが求める付加価値機能を、低価格で広く提供する有料クラウドサービス「FOODS eBASEjr.Cloud」の拡販を推進します。

クラウドサービスが前提の商品データプールサービス「商材ebisu」では、多様な業界業態（食品、日雑、医薬、家電、文具、工具、住宅等）への展開に伴い、参加会員企業の増大、膨大な商品数の保存管理、スムーズな配信等の商品データプールサービス運用におけるITインフラ基盤の増強も含めて継続的に推進します。

メーカーが登録する「商材ebisu」に加えて、小売が自社取扱商品マスタデータの提供を前提に、膨大な量の小売間で商品マスタデータをクラウドサービスで共有し、自社の商品マスタのチェックや新規作成を実現する「マスタデータebisu」の展開を並行して推進します。

「2nd eBASE」においては、クラウドサービスで提供するBtoBtoCモデルは消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」のクラウド環境のインフラ基盤強化やインターネットセキュリティ対応等の課題に積極的に取り組むことで、適切なサービスレベルを維持するとともに、これらの商品データに関わる幅広いビッグデータクラウドビジネスの更なる創出・リリースを推進します。

⑦ 特許戦略の推進

将来の事業展開に備え、特許の取得を推進しております。特許戦略に基づき当社サービスの差別化を図るとともに、特にBtoBtoCビジネスモデルの「2nd eBASE」については特許に基づく各種新サービス（「e食住シリーズ」）を開発、提供に継続的に取り組んでまいります。

⑧ IT開発アウトソーシングビジネスの推進

顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得と新規人材採用による稼働率向上と安定の継続に努め、既存IT開発アウトソーシングビジネスの安定的なストックビジネスモデルとして維持推進しております。また、社内外のIT人材の育成に向けた自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」（Javaプログラミング/ITインフラ教育等）の構築と運用を継続的に強化向上する事で人材採用のインセンティブ、及び既存社員の育成に注力し、

スキルアップによりハイスキルな高単価案件へのシフトを図るとともに、新規ビジネス市場において、ソリューションの更なる拡充と、優良M&A案件の推進を行うことにより新たなビジネス分野を開拓してまいります。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

期別 区分	第 21 期 2022年3月期	第 22 期 2023年3月期	第 23 期 2024年3月期	第 24 期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売 上 高 (千円)	4,352,215	4,714,635	5,192,122	5,469,897
経 常 利 益 (千円)	1,087,821	1,395,806	1,662,726	1,797,849
親会社株主に帰属 する当期純利益	744,047	890,797	1,144,693	1,250,789
1株当たり当期純利益 (円)	16.16	19.43	25.04	27.67
総 資 産 (千円)	6,306,393	7,019,787	7,809,614	8,112,629
純 資 産 (千円)	5,845,984	6,299,998	6,941,701	7,357,937
1株当たり純資産 (円)	126.67	137.32	152.57	163.84

② 当社の財産及び損益の状況

期別 区分	第 21 期 2022年3月期	第 22 期 2023年3月期	第 23 期 2024年3月期	第 24 期 (当事業年度) 2025年3月期
売 上 高 (千円)	1,960,040	2,261,103	2,639,038	2,861,683
経 常 利 益 (千円)	745,476	1,044,380	1,294,899	1,399,785
当 期 純 利 益 (千円)	518,342	659,659	902,898	989,329
1株当たり当期純利益 (円)	11.25	14.39	19.75	21.89
総 資 産 (千円)	4,341,192	4,804,610	5,303,506	5,398,974
純 資 産 (千円)	4,070,795	4,293,671	4,693,581	4,849,616
1株当たり純資産 (円)	88.13	93.50	103.11	107.97

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
eBASE-NeXT 株式会社	31,350千円	100.00%	「eBASE」のクラウドサービスの運用
eBASE-PLUS 株式会社	90,000千円	100.00%	顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネス

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、eBASE事業、eBASE-PLUS事業の2事業を主要な事業としております。

「eBASE事業」は、3種類のビジネスモデルのフェーズ（0th eBASE、1st eBASE、2nd eBASE）により展開しています。

「0th eBASE(BtoBモデル:企業別統合商品DB)」は、ワンソースマルチユースを実現するCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を基盤とするパッケージソフトウェア「eBASE」を用いて、様々な業界や業態向けの統合商品データベースシステムとして提供しています。

「1st eBASE(BtoBモデル:業界別統合商品DB)」は、商品情報交換プラットフォームとしての「eBASE」の普及促進を目指して食品業界、日雑業界（他業界）、住宅業界の各業界セグメントに対して、個別の業界や業態向けのニーズにマッチした「FOODS/GOODS eBASE」等の商品詳細情報管理システムの推進、及び商品データプール「商材ebisu／マスターデータebisu」のデファクト化を同時に開発推進することで、小売向けに商品マスター管理システム「MDM(Master Data Management) eBASE」の開発提供や、小売PB(Private Brand)部門やメーカー向けに製品企画開発管理システム「PDM(Product Data Management) eBASE」を開発提供しています。

「2nd eBASE(BtoBtoCモデル: 消費者向けライフスタイルアプリ)」は、「商材ebisu/マスターデータebisu」をコアコンピタンスとして、消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」の開発・提供を通じて、小売やメーカーのDX (Digital Transformation) によるCX (Customer Experience) 向上を実現する新たなビジネス展開を推進しています。

「eBASE-PLUS事業」は、顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネスを行っております。また自社開発のオンライン

教育システム「eB-learning」の構築と運用を継続的に強化向上する事で未経験者の育成、及び高度技術者的人材を育成し、eBASEグループ全体におけるIT人材の採用と教育を強化推進しています。

(12) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
 - 本 社：大阪府大阪市北区
 - 東京支社：東京都中央区
 - 香川開発センター：香川県高松市
- ② 重要な子会社の事業所
 - eBASE-NeXT株式会社
 - 本 社：大阪府大阪市北区
 - eBASE-PLUS株式会社
 - 本 社：大阪府大阪市北区
 - 東京Office：東京都中央区
 - 名古屋Office：愛知県名古屋市中区
 - 九州Office：福岡県福岡市博多区

(13) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
478名	17名増

- ② 当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
175名	20名増	39.0歳	8.8年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 128,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,164,800株 (自己株式2,269,652株を含む)
- ③ 当期末株主数 7,930名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
常 包 浩 司	16,467,980株	36.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,537,200株	7.88%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,241,700株	4.99%
西 山 貴 司	1,284,100株	2.86%
常 包 和 子	1,065,600株	2.37%
岩 田 貴 夫	1,050,381株	2.34%
山 崎 健 太 郎	836,800株	1.86%
明 石 克 巳	775,405株	1.73%
窪 田 勝 康	775,300株	1.73%
常 包 は る か	723,310株	1.61%

(注) 当社は、自己株式2,269,652株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。又、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。
- ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	常包浩司	・eBASE-PLUS株式会社取締役
代表取締役社長	岩田貴夫	
取締役	窪田勝康	・執行役員CFO ・eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長
取締役	西山貴司	・執行役員大阪ソリューションB.U.管掌 ・eBASE-PLUS株式会社監査役
取締役	上野雅彦	・執行役員東京ソリューションB.U.管掌
取締役 (監査等委員)	永田博彦	
取締役 (監査等委員)	高森浩一	
取締役 (監査等委員)	辻和孝	
取締役 (監査等委員)	野口京子	

- (注) 1.監査等委員永田博彦氏、高森浩一氏、辻和孝氏及び野口京子氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。又、株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役永田博彦氏、高森浩一氏、辻和孝氏及び野口京子氏を独立役員として届け出しております。
- 2.当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員を選任しておりません。監査等委員である取締役永田博彦氏は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、毎週開催される重要な会議に出席する他、取締役(監査等委員を除く。)から情報収集を行っております。
- 3.2024年6月24日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、福田泰弘氏は取締役(監査等委員)を辞任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責条項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び当社執行役員と管理職が兼務する子会社取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員永田博彦氏、高森浩一氏、辻和孝氏及び野口京子氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を会社法第427条第1項に基づき締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する額であります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		確定金銭報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である者を除く)	134,164	134,164	—	—	5
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	16,678 (16,678)	16,678 (16,678)	— (-)	— (-)	5 (5)

(注) 1.2020年6月22日開催の第19回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く。）総額年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）総額年額25,000千円以内となっております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

2.上記には、2024年6月24日開催の第23回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

(5) 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容

①取締役報酬額等の決定方針等

・取締役報酬制度の基本的な考え方

当社の現行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬制度は「中長期利益の最大化」を目標に、継続的な成長と企業価値向上を目指し、役員報酬制度を定めています。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社役員が担うべき機能・役割、当社の業績水準に応じた報酬水準とする。また、当社が目指す業績水準を踏まえ業績の達成状況等に応じた報酬制度とすることで、報酬決定の公正性を保つとともに、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る方針として2021年3月1日に取締役会決議をいたしました。

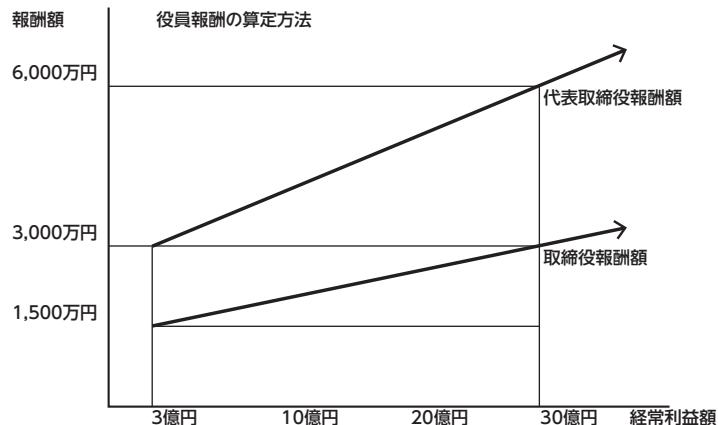
・報酬の算定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、前年の連結経常利益実績を変数として、当該年度報酬額を取締役会決議に基づく内規で定める一定の計算式により算出し、取締役会決議を経て決定しております。なお、報酬は固定報酬のみとしており、株式報酬や賞与等の変動する報酬は支給しておりません。具体的には、次に示す図のとおり経常利益3億円を基準点として報酬額を定め、経常利益30億円をメルクマールとして報酬額を定めた一次関数により算出しております。ただし、本算定方法は経常利益3億円の時点で定めたものであり、今後の業績の拡大による経常利益の増加に伴い基準となる経常利益額とメルクマールとする経常利益額及び報酬額を再設定し、適宜報酬額の見直しを図ってまいります。

代表取締役の報酬は、2名の報酬額の合計を以下の計算式により算出します。算出した金額を代表取締役間の協議により分配します。

代表取締役の報酬合計 \leq 取締役年収 \times 1.1 + 従来の代表取締役年収

監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は固定報酬のみとしております。



・報酬の体系

- 1.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。
- 2.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役員報酬のみとして、使用人部分給与、手当等、他の給与は原則として支給しない。
- 3.監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記の報酬の算定方法に従い算出された個人別の報酬額で、公正性の担保された内容であり、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

②役員報酬の決定プロセス

前年の連結経常利益を元に算出された報酬額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営幹部により構成する評価会議において決定し、取締役会で決議しております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では個人別の報酬等の決定に関し代表取締役等への委任は行っておりません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関する事項について行った職務の概要

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	期待される役割及び出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	永田博彦	大手企業の執行役員として経営に関与し培われた経験と知識を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうち全て、監査等委員会には14回のうち全てに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	高森浩一	大手企業の取締役として培われた豊富な知識と経験を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうち全て、監査等委員会には14回のうち全てに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	辻和孝	大手企業において、内部監査、会計の知識・経験を有していることから、取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、就任後開催した当事業年度開催の取締役会10回のうち全て、監査等委員会には10回のうち全てに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	野口京子	教育者とスポーツと健康をテーマに研究を続けた、知識・経験を有していることから、当社製品・サービスにおける「商品の安心・安全」に対する取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、就任後開催した当事業年度開催の取締役会10回のうち全て、監査等委員会には10回のうち全てに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。

(注) 株式会社東京証券取引所に対し、取締役（監査等委員）永田博彦、高森浩一、辻和孝、野口京子の各氏を独立役員として届け出しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

18,300千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

18,300千円

- (注) 1.当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいづれかの事由に該当した場合に、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。又、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の継続監査年数、職務遂行の状況などを勘案し、監査等委員会において検討します。その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

[コーポレートガバナンス]

- ① 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性を確保します。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則その他の社内規則に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- ② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、担当職務を執行します。
- ③ 当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行とを分離し、取締役会の監督機能強化と業務執行責任における組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき担当職務及び業務を執行します。
- ④ 当社は、「職務権限規程」を整備し、それに従って業務を行うことによって、業務の適正化を確保するとともに、組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図っております。

[コンプライアンス]

- ① 当社は、経営理念に「貢献なくして利益なし 利益なくして継続なし 継続なくして貢献なし」を掲げ、これを経営の指針としております。
- ② 当社は、取締役及び従業員が高い倫理観を持ち、法令及び定款を遵守するための指針として、「コンプライアンス規程」を定め、これをコンプライアンス体制の基盤としております。
- ③ 当社は、「コンプライアンス規程」に定める事項を遵守することにより、企業倫理意識の向上及び浸透に努め、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを徹底しております。
- ④ 当社は、法令違反、社内規程違反、重大な企業倫理違反に関する相談・通報窓口を設け、コンプライアンス体制の整備・充実に努めます。
- ⑤ 当社は、部門の業務執行が、法令等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善提案を行うため、各業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を行います。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力排除に関して、基本方針を定めるとともに「反社会的勢力対策規程」において、弁護士や警察等と連携した組織的に対応する体制を規定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存しております。
 - i. 株主総会議事録
 - ii. 取締役会議事録
 - iii. 重要な会議の議事録
 - iv. 予算統制に関するもの
 - v. 会計帳簿、会計伝票に関するもの
 - vi. 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
 - vii. 稟議書
 - viii. 契約書
 - ix. その他文書管理規程に定める文書
- ② 取締役は、これらの文書を常時閲覧することができます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。
- ② 内部監査部門が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定めます。
- ② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しています。
- ② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員に関する事項

- ① 当社は、監査等委員の職務を補助すべき取締役及び専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会は、その職務に必要な場合は、内部監査部門の要員による監査業務の補助について、代表取締役と協議することとします。
- ② 監査等委員の職務を補助すべき取締役又は社員を置いた場合、当該取締役又は社員の人事異動については監査等委員会の同意を要することとします。又、監査等委員会は当該取締役又は社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保します。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び社員は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。又、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとします。

- ② 子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、正当な理由があるときを除き、当社の監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを禁止します。又、監査等委員へ報告を行った者及びその内容については、厳重な情報管理体制を整備し、報告者が不利益な取り扱いを受けることを防止します。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等と、情報・意見交換を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図ります。
- ② 監査等委員会は、取締役の職務遂行の監査及び監査体制の整備のため代表取締役と定期的に会合を開催します。
- ③ 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、職務及び業務の適正性を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- (2) 監査等委員は、監査計画に基づいて監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役社長、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。又、監査等委員は会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項について意見交換を実施いたしました。
- (3) リスク管理に対する取り組みとして、当社及び当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、当社取締役会において所管部門の管理者から隨時報告が行われております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への配当政策を重要な経営課題として、安定的な配当の継続と利益還元、企業基盤の強化、今後の事業の拡充を勘案し利益配当を行うことを基本方針としております。中長期に株式保有してくださる株主の皆様のご期待にお応えするため、2025年3月31日を基準日とする配当金につきましては、当社配当方針「配当性向50.0%を基準に算出した額と直近の配当予想額の高い方」に基づき、お支払いいたしました。今後も、「配当性向50.0%を基準に算出した額と直近の配当予想額の高い方」と配当性向50.0%を継続し、株主様への利益還元を目指してまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,422,609	流 動 負 債	745,042
現 金 及 び 預 金	5,349,764	買 掛 金	54,156
売 掛 金	824,535	未 払 金	57,342
契 約 資 産	156,087	未 払 法 人 税 等	282,185
有 價 券	18,744	未 払 消 費 税 等	95,621
仕 掛 品	998	契 約 負 債	195,927
そ の 他	72,478	そ の 他	59,809
固 定 資 産	1,690,019	固 定 負 債	9,649
有 形 固 定 資 産	60,793	繰 延 税 金 負 債	9,649
建 物	16,890		
車両 運 搬 具	6,288		
工 具、 器 具 及 び 備 品	18,986		
土 地	18,627		
無 形 固 定 資 産	227,986	負 債 合 計	754,691
ソ フ ト ウ エ ア	212,703		
そ の 他	15,282		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,401,239	純 資 産 の 部	
投 資 有 價 券	1,342,828	株 主 資 本	7,255,394
差 入 保 証 金	47,365	資 本 金	190,349
繰 延 税 金 資 産	8,940	資 本 剰 余 金	227,193
そ の 他	2,981	利 益 剰 余 金	7,741,704
貸 倒 引 当 金	△875	自 己 株 式	△903,853
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	100,225
		そ の 他 有 價 券 評 価 差 額 金	100,225
		新 株 予 約 権	2,317
資 産 合 計	8,112,629	純 資 産 合 計	7,357,937
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,112,629

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,469,897
売 上 原 価		2,551,641
売 上 総 利 益		2,918,256
販売費及び一般管理費		1,186,591
営 業 利 益		1,731,664
営 業 外 収 益		69,375
営 業 外 費 用		3,190
経 常 利 益		1,797,849
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19,799	19,799
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,778,049
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	534,251	
法 人 税 等 調 整 額	△6,991	527,259
当 期 純 利 益		1,250,789
親会社株主に帰属する当期純利益		1,250,789

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	190,349	230,548	6,949,945	△533,105	6,837,736
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△459,030		△459,030
親会社株主に帰属する当期純利益			1,250,789		1,250,789
自 己 株 式 の 取 得				△395,165	△395,165
自 己 株 式 の 処 分		△3,354		24,417	21,062
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△3,354	791,759	△370,747	417,657
当 期 末 残 高	190,349	227,193	7,741,704	△903,853	7,255,394

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	96,489	96,489	7,475	6,941,701
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当				△459,030
親会社株主に帰属する当期純利益				1,250,789
自 己 株 式 の 取 得				△395,165
自 己 株 式 の 処 分				21,062
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,736	3,736	△5,157	△1,421
当 期 変 動 額 合 計	3,736	3,736	△5,157	416,235
当 期 末 残 高	100,225	100,225	2,317	7,357,937

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、当社及び連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備）	8～29年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① eBASE事業

1. パッケージソフト販売に係る収益認識

パッケージソフト販売では、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、パッケージソフトウェアとして販売しております。

パッケージソフト販売では、顧客が検収した時点で、当該パッケージソフトウェアに対する支配を顧客が獲得していることから、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

2. カスタマイズ開発に係る収益認識

カスタマイズ開発では、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの企画・開発販売を行っております。

カスタマイズ開発では、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

3. ライセンス＆サポート契約に係る収益認識

ライセンス＆サポート契約では、パッケージソフトウェアのライセンス提供を行っております。

ライセンス＆サポート契約では、ライセンスを供与する際の約束の性質は、知的財産を使用する権利の提供であることから、顧客にライセンスの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

4. クラウドサービスに係る収益認識

クラウドサービスでは、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、クラウドサービスとして提供しております。

クラウドサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

② eBASE-PLUS事業

1. IT開発アウトソーシングビジネスに係る収益認識

IT開発アウトソーシングビジネスでは、国内企業における基幹系情報システムの受託開発、開発派遣、システムサポート等を行っております。

IT開発アウトソーシングビジネスでは、主に、契約により定められた役務提供を実施した一時点での収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

II. 重要な会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェア開発における収益認識

1. 当連結会計年度計上額 売上高 220,610千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注制作のソフトウェア開発において、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点での充足される履行義務として顧客が検収した時点での収益を認識しております。

受注制作のソフトウェア開発では、収益総額、原価総額及び履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を計上しております。収益総額は、当事者間で合意された契約等に基づいて見積りを行っており、収益の計上の基礎となる原価総額は、契約ごとの予算を使用して見積りを行っております。しかしながら、収益総額は、顧客との交渉の状況によって変動する可能性があり、原価総額は、契約ごとの予算を使用して見積りを行っておりますが、受注契約の予算の策定に当たっては、ソフトウェアの完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額	102,447千円
----------------	-----------

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	47,164,800株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月27日 取締役会	普通株式	459,030	10.10	2024年 3月31日	2024年 6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月26日 取締役会(予定)	普通株式	利益剰余金	624,042	13.90	2025年 3月31日	2025年 6月6日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 26,320株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針としております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100,000	99,220	△780
②その他有価証券	546,089	546,089	—
資産計	646,089	645,309	△780

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 「売掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額 365,866千円）

(※4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

・投資事業有限責任組合出資金（連結貸借対照表計上額 349,616千円）

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	98,075	—	—	98,075
社債	—	149,340	—	149,340
その他	—	298,673	—	298,673
資産計	98,075	448,014	—	546,089

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	99,220	—	99,220
資産計	—	99,220	—	99,220

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、投資信託は、取引金融機関が公表する基準価額によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	eBASE事業	eBASE-PLUS事業	
パッケージソフト	545,303	—	545,303
カスタマイズ	942,441	—	942,441
ライセンス＆サポート	920,324	—	920,324
クラウドサービス	358,629	154	358,784
IT開発アウトソーシングビジネス	—	2,608,059	2,608,059
その他	94,985	—	94,985
顧客との契約から生じる収益	2,861,683	2,608,214	5,469,897
外部顧客への売上高	2,861,683	2,608,214	5,469,897

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3.会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	828,517
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	824,535
契約資産（期首残高）	161,313
契約資産（期末残高）	156,087
契約負債（期首残高）	157,093
契約負債（期末残高）	195,927

契約資産は、主に受注制作のソフトウェア開発について、期末日現在で完了しているが未請求の受注制作のソフトウェア開発にかかる対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。契約負債は、主にクラウドサービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、156,501千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	163円 84銭
2. 1株当たり当期純利益金額	27円 67銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(单位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	4,033,594	流动負債	541,152
現金及び預金	3,286,617	買掛金	11,144
売掛金	494,819	未払法人税等	24,666
契約資産	156,087	未払消費税等	211,606
有価証券	18,744	未払契約負債	61,166
仕掛品	998	預り金	195,927
前払費用	6,529	その他の負債	36,143
その他の	69,797	固定負債	498
固定資産	1,365,379	繰延税金負債	8,204
有形固定資産	58,900	負債合計	8,204
建物	15,306	純資産の部	
車両運搬具	6,288	株主資本	4,745,813
工具、器具及び備品	18,677	資本金	190,349
土地	18,627	資本剰余金	227,193
無形固定資産	227,986	資本準備金	162,849
ソフトウエア	212,703	その他資本剰余金	64,344
その他の	15,282	利益剰余金	5,232,123
投資その他の資産	1,078,492	その他利益剰余金	5,232,123
投資有価証券	919,944	繰越利益剰余金	5,232,123
関係会社株式	115,084	自己株式	△903,853
差入保証金	41,357	評価・換算差額等	101,485
会員権	2,450	その他有価証券評価差額金	101,485
その他の	531	新株予約権	2,317
貸倒引当金	△875	純資産合計	4,849,616
資産合計	5,398,974	負債及び純資産合計	5,398,974

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,861,683
売 上 原 価		556,426
売 上 総 利 益		2,305,257
販売費及び一般管理費		1,002,873
営 業 利 益		1,302,383
営 業 外 収 益		100,542
営 業 外 費 用		3,140
経 常 利 益		1,399,785
特 別 損 失		
投 資 有 價 証 券 評 價 損	19,799	19,799
税 引 前 当 期 純 利 益		1,379,985
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	396,462	
法 人 税 等 調 整 額	△5,806	390,656
当 期 純 利 益		989,329

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他の利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	繰越利益剰余金						
当期首残高	190,349	162,849	67,699	4,701,824	△533,105	4,589,616			
当期変動額									
剰余金の配当				△459,030		△459,030			
当期純利益				989,329		989,329			
自己株式の取得					△395,165	△395,165			
自己株式の処分			△3,354		24,417	21,062			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△3,354	530,299	△370,747	156,196			
当期末残高	190,349	162,849	64,344	5,232,123	△903,853	4,745,813			

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	96,489	96,489	7,475	4,693,581
当期変動額				
剰余金の配当				△459,030
当期純利益				989,329
自己株式の取得				△395,165
自己株式の処分				21,062
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,996	4,996	△5,157	△161
当期変動額合計	4,996	4,996	△5,157	156,035
当期末残高	101,485	101,485	2,317	4,849,616

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 8～29年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) パッケージソフト販売に係る収益認識

パッケージソフト販売では、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、パッケージソフトウェアとして販売しております。

パッケージソフト販売では、顧客が検収した時点で、当該パッケージソフトウェアに対する支配を顧客が獲得していることから、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(2) カスタマイズ開発に係る収益認識

カスタマイズ開発では、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの企画・開発販売を行っております。

カスタマイズ開発では、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(3) ライセンス＆サポート契約に係る収益認識

ライセンス＆サポート契約では、パッケージソフトウェアのライセンス提供を行っております。

ライセンス＆サポート契約では、ライセンスを供与する際の約束の性質は、知的財産を使用する権利の提供であることから、顧客にライセンスの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

(4) クラウドサービスに係る収益認識

クラウドサービスでは、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、クラウドサービスとして提供しております。

クラウドサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

II. 重要な会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェア開発における収益認識

1. 当事業年度計上額 売上高 220,610千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 II. 重要な会計上の見積りに関する注記 受注制作のソフトウェア開発における収益認識」の内容と同一であります。

III. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

IV. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	87,477千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する金銭債権	9,031千円
関係会社に対する金銭債務	3,236千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	33,861千円
営業取引以外の取引	64,776千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 2,269,652株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	12,637千円
未払事業所税	687千円
貸倒引当金	275千円
減価償却費	2,040千円
投資有価証券評価損	18,944千円
関係会社株式評価損	1,444千円
その他	470千円
繰延税金資産合計	<u>36,500千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	44,705千円
繰延税金負債合計	<u>44,705千円</u>
差引：繰延税金負債合計	<u>8,204千円</u>

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
子会社	eBASE-PLUS(株)	所有 直接 100%	事務の受託 役員の兼任	事務の受託 (注1)	63,936	未収入金	5,860

・取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 受取事務手数料については、子会社の人員規模等を参考に決定しております。
 2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 107円 97銭
 2. 1株当たり当期純利益金額 21円 89銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

e B A S E 株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員	公認会計士	岡 本 伸 吾
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	則 岡 智 裕
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、e B A S E 株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e B A S E 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

e B A S E 株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 岡 本 伸 吾

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 則 岡 智 裕

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、e B A S E 株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

e B A S E 株式会社 監査等委員会

監査等委員	永 田 博 彦	印
監査等委員	高 森 浩 一	印
監査等委員	辻 和 孝	印
監査等委員	野 口 京 子	印

(注)監査等委員永田博彦、高森浩一、辻和孝、及び野口京子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府大阪市北区豊崎3-9-1
ホテルビナリオ梅田 太陽の間

会場を変更しておりますので、お間違えのないようご来場ください。



交通のご案内

地下鉄	御堂筋線 中津駅 (4番出口)	徒歩約5分
地下鉄	御堂筋線 梅田駅	徒歩約10分
阪急電車	大阪梅田駅 (茶屋町口)	徒歩約5分
JR	大阪駅 (御堂筋北口)	徒歩約10分

